

1. 本論文の構成

本論文は4編構成となっている。まず第1編において連結会計生成期における学説、第2編において連結財務諸表の開示の制度化を行った時期における基準・原則を取り上げ、それぞれの変遷を観察・整理している。これらの変遷を経て、第3編においては理論的にどのような視点が提供されたのか、また整理されたのかを検討している。第4編においては、第3編で提供された視点が基準・原則にどのように取り込まれようとしたのかを示している。

より詳細に本論文の構成を示せば、以下のとおりである。

序章 問題の提起

第1節 本論文の問題意識

第2節 本論文の構成

第1編 持分志向の連結会計論

第1章 フィニーの連結財務諸表論

第1節 はじめに

第2節 連結会計の目的

第3節 連結手続

第4節 まとめ

第2章 1926年ニューラプの連結貸借対照表論

第1節 はじめに

第2節 連結手続の前提

第3節 連結貸借対照表の作成

第4節 まとめ

第3章 コーラーの連結会計

第1節 はじめに

第2節 一般的定義および適用

第3節 連結手続

第4節 まとめ

第4章 1948年ニューラプの連結財務諸表論

第1節 はじめに

第2節 連結の前提

第3節 連結手続

第4節 まとめ

第5章 チャイルズの連結会計論

第1節 はじめに

第2節 連結財務諸表の作成目的と連結範囲

第3節 連結手続

第4節 まとめ

第2編 財産志向の連結会計

第6章 『SHM会計原則』の連結会計

第1節 はじめに

第2節 連結範囲

第3節 連結手続

第4節 まとめ

第7章 SECの連結会計

第1節 はじめに

第2節 連結範囲

第3節 連結手続

第4節 まとめ

第3編 持分志向と財産志向を統合した連結会計論

第8章 ムーニッツの連結会計論

第1節 はじめに

第2節 「基本的前提」の内容

第3節 連結範囲

第4節 連結手続

第5節 まとめ

第9章 バクスター・スピニーの連結会計論

第1節 はじめに

第2節 四つの連結基礎概念

(1)所有主概念

(2)実体概念

(3)親会社概念

(4)親会社拡張概念

第3節 連結財務諸表の目的と利用者

第4節 まとめ

第4編 持分志向と財産志向を統合した連結会計論の検証

第10章 A.A.A.の連結会計—SS7号『連結財務諸表』—

第1節 はじめに

第2節 連結範囲

第3節 連結手続

第4節 まとめ

第11章 AICPAの連結会計—ARB51号『連結財務諸表』—

第1節 はじめに

第2節 連結財務諸表の目的と連結の方針

第3節 連結手続

第4節 まとめ

第12章 FASBの連結会計—1991年FASB討議資料—

第1節 はじめに

第2節 連結基礎概念と連結範囲

(1)経済的単一体概念

(2)親会社概念

(3)比例連結概念

第3節 連結手続

(1)経済的単一体概念

(2)親会社概念

(3)比例連結概念

第4節 まとめ

第13章 IASCの連結会計—IAS27号—

第1節 はじめに

第2節 連結範囲

第3節 連結手続

第4節 まとめ

第14章 『連結財務諸表原則』の連結会計

第1節 はじめに

第2節 連結範囲

第3節 連結手続

第4節 まとめ

結章 本論文のまとめ

第1節 連結基礎概念に照らして

第2節 連結会計のアプローチ

2. 本論文の問題意識

連結会計をどのような立場からとらえるかは、連結の範囲の決定、連結手続、少数株主持分の取り扱い等に影響を与えると考えられている。これを連結基礎概念と呼ぶ。代表的な連結基礎概念としては、親会社概念と経済的単一体概念がある。本論文の目的は、連結基礎概念を前提にして、アメリカ連結会計における諸学説と諸基準・諸原則の位置づけを明らかにして、そのうえで学説と基準・原則それぞれの流れを整理することにある。

近年の企業活動の急速なグローバル化を背景として、会計の国際化が進んでいる。このような状況において、わが国では、国際的な会計基準と調和させる観点から多くの議論がなされている。連結会計においては、連結基礎概念の違いが指摘されている。連結基礎概念について、わが国の『連結財務諸表原則』では親会社概念をとっており、IASBやFASBがこのほど公表した公開草案では経済的単一体概念をとっている。

わが国の『連結財務諸表原則』は、平成9年の改訂後、例えば、子会社の資産・負債の評価方法として部分時価評価法と全面時価評価法の選択適用を認め、少数株主持分は、負債の部から、負債の部と資本の部の中間に独立の項目として表示されることとなった。このように、わが国の『連結財務諸表原則』は、連結手続や少数株主持分の取り扱いを変更した。連結手続が変更されたということは、その背後にある連結基礎概念が変わったと推察される。それにも関わらず、『連結財務諸表制度の見直しに関する意見書』は、親会社概念を踏襲している。親会社概念に基づけば、子会社の資産・負債の評価方法は部分時価評価法であり、

少数株主持分は負債の部に表示される。このことから、連結基礎概念に照らして、わが国の会計処理が首尾一貫していないことが指摘されている。また、経済的単一体概念に基づけば、子会社の資産・負債の評価方法は全面時価評価法であり、少数株主持分は資本の部に表示される。このことから、経済的単一体概念に近づいたとも言われている。果たして、このようなことが言えるのであろうか。そう言えるのであれば、それはなぜか。そうでなければ、このことは何を意味しているのか。本論文の問題意識は、ここにある。

ところで、『連結財務諸表原則』に対する評価は、連結基礎概念を前提としている。連結基礎概念は、そもそも連結会計理論や連結会計基準・連結会計原則を前提とし、それらを整理したものだと考えられる。そこで、連結会計の変遷をたどる必要だろう。連結の変遷をたどるにあたり、アメリカの連結会計を取り上げる。わが国の『連結財務諸表原則』は、アメリカの影響を受けて設定されているからである。また、連結会計は、アメリカにおいて生成され、発展してきたからである。

3. 第1編 持分志向の連結会計論(第1章—第5章)

アメリカの連結会計論は、理論面においては、会計主体論から派生した連結基礎概念の観点で展開したとされている。その会計主体論は、持分を問題にしたものである。そこで、アメリカの連結会計の諸学説を取り上げた第1編を持分志向の連結会計論とした。

第1章のフィニーは、親会社の株主持分を測定することを目的としている。ここでは、親会社株主の持分が連結資本であり、少数株主持分はそれに含まれずに負債に表示される。連結基礎概念に照らすと、親会社概念に結びつくと思われる。しかしながら、連結利益は親会社株主の持分とともに少数株主持分によって構成されている。親会社概念であれば、子会社純利益に対する少数株主持分は、連結計算書上親会社株主にとっての連結利益を算出するために、連結利益に対する一種の控除項目としての性格を持つ。これは、親会社概念ではうまく説明できないものである。

第2章のニューラプ(1926年)は、親会社の投資勘定の内容を明らかにすることを目的している。そこで、親会社が何に対して投資をしたのかを明らかにするために、投資先の子会社の資産・負債に置き換える手続を行い、連結貸借対照表を作成していく。このような手続を行うのは、親会社の株主持分を明らかにするためである。このため、連結資本の構成要素として、少数株主持分も親会社株主持分とともにあげているが、前者を「外部」、後者を「内部」としている。そこで、連結手続では、例えば未実現利益の控除の処理を取り上げると、親会社持分に見合う部分のみを未実現利益として処理する方法をとっている。このことから、連結基礎概念に照らすと、親会社概念に結び付くと思われる。しかしながら、連結資本の構成要素を親会社株主持分と少数株主持分とするのは、親会社概念には結びつかないものである。この連結資本の構成要素は経済的単一体概念に結びつくものである。以上のことから、親会社概念に経済的単一体概念を取り入れていると考えられる。

第3章のコーラーは、統一支配下にある連結集団の経済的一体性を重視している。親会社の支配下にあるかどうかすなわち連結範囲を、原則として発行済み議決権つき株式の過半数所有を基準に決定する。親会社が過半数の持分を持って支配していると考えられる場合、親会社の持分比率に見合う部分は連結集団に共通する支配下において、少数株主の持分に見合う部分はそうでないとするのは困難である。このため、連結構成会社相互間の債権・債務、取引、損益は全額消去される。このような連結手続を行うのは、コーラー学説においては、親会社の株主持分を明らかにするためである。そこで、連結資本の構成要素は親会社の株主持分となり、少数株主持分は負債とみなすべきだと述べている。以上のことから、連結基礎概念に照らすと、親会社概念に結びつくと考えられる。

第4章のニューラプ(1948年)は、統一支配下にある連結集団が、一つの経営単位として活動していることを重視している。この観点からすれば、親会社の株主も少数株主も、ともに連結集団に対する出資者であることに変わりない。そこで、連結貸借対照表の連結資本は、親会社の株主持分と少数株主持分により構成されているとしている。また、連結損益計算書の連結利益は、親会社の株主持分と少数株主持分により構成されているとしている。連結資本や連結利益の構成要素は、経済的単一体概念の考え方にあてはまるものである。しかしながら、経済的単一体概念であれば、親会社の株主持分と少数株主持分は並列の関係にあるが、ニューラプは、親会社の株主持分を「内部」少数株主持分を「外部」としており、親会社の株主持分と少数株主持分は並列の関係にしていない。また、連結損益計算書においては、最終的に連結利益のうち親会社の株主持分である支配持分を計算している。これらは、経済的単一体概念では説明できないものである。親会社の株主持分を「内部」、連結損益計算書において支配持分を計算していることは、連結会計の目的が親会社の株主持分の計算にあるとする親会社概念に結び付けられるものだからである。このように、ニューラプの連結会計は、経済的単一体概念に結び付けて考えられるものの、親会社概念にも結び付けられる。

第5章のチャイルズは、連結の目的と連結の範囲を結び付けて考え、「財務単位の観点」と「営業単位の観点」の二つの観点を示している。前者は、親会社株主の持分を示すことを連結の目的とし、親会社と過半数所有されている子会社によって構成されている連結集団を対象としている。後者は、統一の経営指揮下にある連結集団の資産、負債を示すことを連結の目的とし、統一の経営指揮下にある企業すべてを対象としている。連結手続において、連結集団を一つの会計単位として認識し、この会計単位が営業活動を行っていくうえで必要な財産そのものを借方に資産として計上する。企業外部との関係で、将来の支出をもたらすもの(連結集団の資産のマイナスとして作用するもの)、つまり連結集団外部から請求されるいわば資産に対するマイナス要素として負債を貸方に計上する。少数株主持分は、支配持分と同じ扱いを受け、資本の部に資本金と剰余金に分けて計上される。このように、連結集団の観点からすれば、親会社株主も少数株主も、ともに連結集団に対する出資者であることに変わりなく、そのため両者の持分が同じように扱われることとなる。このような考え方は、連結基礎概念に照らすと、経済的単一体概念によっていると思われる。

4. 第2編 財産志向の連結会計(第6章—第7章)

連結財務諸表が連結集団外部に対して作成される場合、連結集団に委託されたすべての財産に関する情

報の開示が目的となるであろう。そこで、第2編を財産志向の連結会計とした。ここでは、第6章において『SHM会計原則』、第7章において『会計連続通牒』と『Regulation S-X』をもとに検討したSECの連結会計を取り上げた。

第6章の『SHM会計原則』は、連結集団の資産・負債を外部者に報告することを連結の目的としている。このため、連結構成会社間の債権・債務、未実現損益は全額消去される。資本については、問題としていない。このことから、『SHM会計原則』は、連結基礎概念(特に経済的単一体概念)に結び付けられないと考えられる。

第7章のSECの連結会計は、連結集団の資産・負債の測定を連結の目的としている。このため、連結構成会社間の債権・債務、未実現損益は全額消去される。連結資本の構成要素は、親会社の株主持分と少数株主持分となっている。SECは、連結資本を、この構成要素にした根拠を既定していない。根拠を規定していないのは、SECが、連結集団を連結会計単位として設定し、この連結会計単位に結び付ける連結資本の構成要素を規定したからだろう。このことから、SECの連結会計は、連結基礎概念(特に経済的単一体概念)に結び付けられないと考えられる。

5. 第3編 持分志向と財産志向を統合した連結会計論(第8章—第9章)

第3編では、持分志向と財産志向という連結会計に対する二つのアプローチを統合できるかどうかの可能性を探った。結論から言えば、財産志向から持分志向を統合したのがムーニツツ学説であり、持分志向から財産志向を統合したのがバクスター・スピニー学説である。

第8章のムーニツツは、法実体を超えた経済実体である連結集団が連結会計単位として設定されることを強調している。経済的単一体概念において特徴的とされる少数株主も親会社株主と同じように連結集団の出資者であるから、経済実体を連結会計単位とするのではない。また、少数株主が連結資本とされるのも、少数株主が債務としての性格をもっていないからである。少数株主の持分に見合う連結のれんを認識するのも、経済実体の資産の金額が、少数株主持分を含む場合と、そうでない場合とで異なる金額で認識されるのはおかしいとしているからである。このことから、経済的単一体概念との関連は見出せない。また、ムーニツツは、連結集団をまとめて活動する一つの経営単位とみなしている。そこで、連結財務諸表では、連結集団が営業活動を行っていくうえで必要な資産・負債を表示することを目的としている(財産志向)。このように、彼は、実際の企業活動を捉えようとしている。この捉え方であれば、連結貸借対照表の資本の部は、問題にならないはずである。しかしながら、彼は資本の部に関心を払っている。連結財務諸表の利用者を支配会社の経営者、投資家、株主であると述べ、連結資本には、親会社の株主持分とともに少数株主持分が表示されているものの、最終的には、連結資本から少数株主持分を引いて、親会社の株主持分を計算している(持分志向)。このようにして、財産志向と持分志向を統合させているのである。

第9章のバクスター・スピニーは、連結基礎概念を会計主体論から派生したとする所有主概念と実体概念、連結実務を正当化するために用意されたとする親会社概念と親会社拡張概念に分けている。前者の諸概念は、会計主体論から派生したことから、持分志向である。後者の諸概念は、連結実務を正当化するために用意されたものであり、連結実務は連結集団の資産・負債を表示することを目的とする傾向にあるから、財産志向である。また、前者は、連結集団の株主持分を明らかにすることを目的とし、この株主持分に結びつく資産を計算しようとしていた。後者は連結集団の資産・負債にとって適正な価額は何かという視点で述べられていた。彼らは、会計主体論から派生したとする実体概念が連結会計に適しているとしていた。彼らがこの結論にしたのは、実体概念が連結集団の株主持分を測定するという目的と連結集団の財産を測定する目的を融合させているからだろう。

6. 第4編 持分志向と財産志向を統合した連結会計論の検証(第10章—第14章)

ムーニツツ学説とバクスター・スピニー学説が、その後の連結会計基準・連結会計原則にどのような影響を与えたのかを検討したのが、第4編である。

第10章のSS7号は、連結集団を単一の事業体とみなし、親会社の管理下にあり、営業活動に活用されている資産を明らかにすることを連結の目的としている(財産志向)。連結手続においては、連結構成会社間取引や未実現損益は、全額消去される。この場合、少数株主も親会社の管理下にあり、親会社株主とともに、連結集団に対する出資者であると考えられる。このように考えられるのであれば、経済的単一体概念に結び付けられるであろう。しかしながら、SS7号は、このような見解を示していない。連結資本の構成要素をどうするかも述べていないのである。このため経済的単一体概念に結び付けて考えるのは困難である。また、SS7号は、連結範囲を資金面への支配を基準とする「支配的な中心的財務持分(dominant central financial interest)」と営業活動面への支配を基準とする「経営管理的支配(administrative control)」により決定する。「支配的な中心的財務持分」の観点からすれば、親会社の株主持分を表示することが目的となるだろう。しかしながら、既述のように、SS7号は、連結資本自体問題にしていない。このため、財産志向と持分志向を融合させようとしていないものと思われる。

第11章のARB51号は、他の諸学説や諸基準において連結の範囲に相当する連結の方針において、親会社の株主持分を測定するために、議決権つき株式の過半数保有を原則としているが、その要件を満たさなくとも、親会社の株主及び債権者にとって有用な情報を提供できる場合には、当該会社を子会社としていた。連結手続は、親会社の株主持分を測定するために行われる。ただし、ARB51号は、個々の資産と株主持分との対応関係を見出すことはできないという立場をとっている。そのため、子会社の資産・負債の100%を連結したうえで、親会社の株主持分がいくらあるかを示そうとする。つまり、親会社の株主持分を測定するために、連結集団の資産・負債を明らかにすることが必要となるのである。以上をふまえ、連結基礎概念に照らすと、親会社概念によっているものと思われる。このように、親会社の株主持分を測定することを目的にしても(持分志向)、連結集団の資産・負債を測定する(財産志向)。このことから、持分志向と財産志向を融合させようとしていると考える。ARB51号の融合のさせ方は、持分志向から財産志向を包摂しようとしているの

で、バクスター・スピニー型の融合型に相当するものと考える。

第12章のFASB1991年討議資料(以下、DMとする)は、経済的単一体概念(economic unit concept)、親会社概念(parent company concept)および比例連結概念(proportionate consolidation concept)の三つの連結基礎概念を示していた。DMIは、連結の目的と、連結の範囲の決定基準や連結手続を結び付けている。経済的単一体概念では、連結の目的は統一の支配下にある連結集団の資産、負債、資本、利益を示すことであり、連結の範囲は支配力基準により決定し、連結手続は支配持分と少数株主持分を並列に扱うことになる。例えば、のれんについては、少数株主持分に見合う部分も計上する全部のれん説が推奨されていた。また、未実現損益の消去は、全額消去・持分負担方式による。親会社概念では、親会社の株主持分を測定することを目的とし、連結の範囲は持株基準により決定し、連結手続は親会社の株主持分を連結資本として行われる。比例連結概念では、親会社の株主持分を測定することを目的とし、連結の範囲は持株基準により決定し、連結手続は、子会社資産・負債のうち親会社持分に見合う部分のみを連結し、親会社の株主持分を連結資本としていた。DMIは、以上の三つの概念のうちどれか一つの連結基礎概念を支持しようとはしていない。なお、DMが示した三つの連結基礎概念と連結の範囲及び連結手続の関係についての説明は、バクスター・スピニーの連結基礎概念とほぼ同じである。すなわち、経済的単一体概念は実体概念とほぼ同じであり、親会社概念は同じ親会社概念と、比例連結概念は所有主概念に対応している。このことから、バクスター・スピニー型の融合形をとろうとしているのではないだろうか。

第13章のIASBのIAS27号は、法実体を超えた単一の企業体である連結集団を一会計単位として設定する。この会計単位の情報を報告することを、連結の目的としている。そこで、連結構成会社相互間の債権・債務、取引、損益は全額消去される。このような目的は、経済的単一体概念に結び付けられる。この考え方に基づくと、連結資本の構成要素は、親会社の株主持分と少数株主持分になる。しかしながら、親会社の株主持分だけを連結資本とし、少数株主持分を負債でもなく、資本と負債の中間に表示するものとしている。連結資本の構成要素には、経済的単一体概念の考え方が反映されていない。連結資本の構成要素を取り上げると、IASBは、親会社の株主持分を明らかにすることを目的としているように思われる。親会社の株主持分を明らかにするのであれば、少数株主持分は問題にしなくてもよいと考えられるであろう。IASBも、このように考えたのか、少数株主持分を曖昧に取り扱っている。このことから、IASBは、連結資産を計算し、連結資産と少数株主持分を除く連結負債との差額と、親会社の株主持分との間に生じた隙間を少数株主持分の大きさとして捉えようとしたのではないだろうかと考えられる。IASBは、連結集団の情報を表示するという連結の目的と(財産志向)、親会社の株主持分を明らかにするという目的と(持分志向)、少数株主持分を調整項目とすることで、結び付けようとしているのではないかと考えられる。つまり、ムーニッツ型の融合のさせ方をしているのではないだろうか。

第14章のわが国の『連結財務諸表原則』は、統一支配下にある連結集団を単一の組織体とみなしたうえで、親会社の株主持分を測定することを目的としている。連結基礎概念に照らすと、親会社概念に結び付けようとしているものと思われる。この目的を達成するために、統一支配下にある連結集団の利益から、連結利益(親会社の株主持分)を算出するために少数株主の利益は利用されている。ここでは、親会社の株主持分を測定する目的に結び付けようとしている。この場合、少数株主持分には独自の意味はないが、連結利益に対する一種の控除項目としての性格があると理解できるのである。この理解により、連結貸借対照表において、少数株主持分が資本でもなく、負債でもなく、中間的な項目であると説明されるのである。したがって、『連結財務諸表原則』は、統一支配下にある連結集団を単一の組織体とみなして連結財務諸表を作成しようとするのと、親会社の株主持分を測定するという最終目的とを橋渡しする役割を、少数株主持分に担わせているものと考えられる。このような役割を担わせることで、連結集団の情報を表示することを目的(持分志向)と、連結集団の株主持分を測定するという目的(財産志向)とを、なんとか結び付けているのではないだろうか。バクスター・スピニー型の融合のさせ方をしているのあろう。

7. 結論

本論文では、アメリカ連結会計における諸学説及び諸基準・原則を、連結基礎概念に照らして整理した。歴史的に振り返ってみると、連結基礎概念が整理されたのは、バクスター・スピニー(1975年)であり、これ以前には、連結基礎概念を前提に理論構築や会計原則が設定されていない。このため、連結基礎概念に関連づけられるものと連結基礎概念に関連づけられないものがあった。

その原因として、連結基礎概念が、会計主体論から派生したものであり、そのため、貸借対照表の貸方の資本を問題にしていたことが考えられる。資本の構成要素である株主持分とは直接的な関係を求めずに、情報開示を目的とした場合には、連結基礎概念との関連づけられない。その結果、連結基礎概念を前提として整理することは困難になると思われる。そこで、本論文では、次の二つのアプローチを用いて、アメリカ連結会計の諸学説及び諸基準・諸原則を整理することとした。一つは、資産・負債の評価が株主持分と直接的な関係を求めずに、その時々の情報要求に応じることを目的として、資産と負債の実態を起点として評価していく「借方志向アプローチ」である。もう一つは、資本を構成する株主持分及びその増減の把握と目的として、それを出発点に評価していく「貸方志向アプローチ」である。これらのアプローチによると、次のようにまとめられる。

アメリカの連結会計論は、当初、理論面においては「貸方志向アプローチ」により展開した。一方、制度面においては「借方志向アプローチ」により展開した。これら二つのアプローチを統合させようとしたのがムーニッツであった。また、これら二つのアプローチを検討しながらも、「貸方志向アプローチ」を連結会計でとるべきだとしたのがバクスター・スピニーであった。その後、これらの二つのアプローチを取り入れることを、第4編で取り上げた諸基準・諸原則は模索していったと考えられる。まず、SS7号は、両アプローチを示していたが、結局は「借方志向アプローチ」をとっていた。ARB51号は、「貸方志向アプローチ」から「借方志向アプローチ」を包摂する形で、二つのアプローチの融合が試みていたと考えられる。DMIは、「借方志向アプローチ」と「貸方志向アプローチ」を示していたが、統合しようとしているのか、またいずれかのアプローチをとろうとしているのかはわからなかった。IASBは、「借方志向アプローチ」から「貸方志向アプローチ」を包摂する形で統合しようとしていた。わが国の『連結財務諸表原則』は、「貸方志向アプローチ」から「借方志向アプローチ」を包摂す

る形で統合しようとしていた。

「借方志向アプローチ」と「貸方志向アプローチ」の統合は、少数株主持分にそれらの橋渡しの役割を担わせることにより、可能となる。この場合、わが国においてみられるように、少数株主持分の取り扱いが曖昧になると思われる。

ところで、連結財務諸表の目的が、法実体を超えた経済実体の経営成績及び財政上状態を明らかにすることにあるのであれば、「借方志向アプローチ」をとり、「貸方志向アプローチ」を放棄することが考えられる。しかしながら、本論文で取り上げた諸基準・諸原則にみられたように、連結会計は「貸方志向アプローチ」を堅持しようとしている。これは、連結会計論の観点からすれば当然のことであるが、株主の所有関係を無視できないからである。つまり、「貸方志向アプローチ」を堅持しようとするのは、連結会計においても、会計学であるならば、会計責任を全うしなければならないからだと考えられる。